

みとよファミリー・サポート・センター会則

(名 称)

第1条 本会は、みとよファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を三豊市豊中町本山甲201番地1(三豊市役所豊中庁舎内)に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において子育ての援助をしてほしい人(以下「おねがい会員」という。)としたい人(以下「まかせて会員」という。)と組織化し、地域において会員同士が子育てに関する相互援助活動を行うことにより、地域の子育て支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、もって労働者の福祉増進および児童の福祉の向上を図り、地域の子育て力を高めることを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 定期的な広報誌を発行する等広報事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

2 センターに代表者1名を置く。

(会 員)

第5条 会員は、次の条件を満たすものとし、両方を兼ねることもできる。

- (1) おねがい会員 三豊市在住もしくは在勤・在学でおおむね生後6ヵ月から小学校6年生までの子を持つ人
- (2) まかせて会員 三豊市在住の20歳以上の人

2 会員は、センターの趣旨を理解し、相互に援助活動をする。

(会員の責務)

第6条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
- (2) まかせて会員は相互援助活動中の子どもの安全確保に努めること。
- (3) 援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに連絡すること。

- (4) 援助活動中に生じた事故については、当該援助活動の当事者である会員相互間において解決すること。
- (5) 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしないこと。センターを退会した後も同様とする。
- (6) 会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡すること。
- (7) 政治活動、宗教活動、物品の販売や斡旋、その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする人は、所定の申込書(様式第1号)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

- 2 まかせて会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。
- 3 センターは、前項の承認を受けたまかせて会員に対し、会員証(様式第2号)を発行する。

(保 険)

第8条 会員は、ファミリー・サポート・センターが補償保険に一括して加入するものとする。

- 2 前項の保険に係る費用は、センターが負担するものとする。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

- 2 会員は、退会に際して退会届(様式第7号)をセンターへ提出し、会員証は返還するものとする。
- 3 会員が、第5条の条件を満たさなくなった場合、退会させることができるものとする。
- 4 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として規格性を欠くとセンターが認めたときは、退会させることができるものとする。

(登録の抹消)

第10条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができるものとする。

- (1) この会則に違反した場合
 - (2) 会員として適格性を欠くとセンターが認めたとき
 - (3) 会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき
 - (4) 故意著しく重大な過失または不正な行為によりセンターに損害を与えたとき
- 2 センターは、前各号の規定により会員登録抹消をしたときは、速やかに会員に通知するものとする。
 - 3 会員は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかにセンターに会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第11条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは次の業務を行う。

- (1) センター業務内容の周知、啓発
- (2) 会員募集、登録
- (3) 会員の総括
- (4) 会員の相互援助の調整
- (5) 他のセンターおよび関係機関との連絡調整
- (6) 会員に対する講習会および会員の交流会の実施
- (7) 会員間のトラブルへの助言
- (8) 会員に対する広報誌の発行およびホームページの作成・管理

(相互援助活動の内容)

第12条 会員が相互援助活動として行う援助は恒常的な、または臨時的な次のものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること
- (2) 保育施設の保育終了後子どもを預かること
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと
- (4) 放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること
- (5) 学校行事(参観日・入学式など)や病院受診などの際、子どもを預かること
- (6) 冠婚葬祭や買い物等外出の際、子どもを預かること
- (7) その他会員の子育てに関して必要な援助

2 子どもを預かる場合は、原則として会員の家庭において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。

3 援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

4 子どもの受け渡しについては、原則として大人から大人への受け渡しとする。

5 病気・病気回復期の子どもの援助は行わないこととする。

6 警報発令時の援助は行わないこととする。

(相互援助活動の実施方法)

第13条 おねがい会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助依頼の申し込みをするものとする。

2 おねがい会員から援助の申し込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申し込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員に連絡する(援助依頼受付簿については、様式第3号)。

3 おねがい会員は、アドバイザーとともに該当するまかせて会員と援助内容についての事前打ち合わせを行い、援助の実施を相互に決定するものとする。

4 おねがい会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

5 まかせて会員は、援助実施後、活動の記録を記入しなければならない(様式第4号)。

6 まかせて会員は、前項の活動記録を1か月に1回(月末でとりまとめて翌月5日までに)センターに報告するものとする。

(報酬)

第14条 おねがい会員は、まかせて会員に対し、援助活動終了後、別表に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

2 おねがい会員は、自己の都合で援助依頼を取り消した場合は、別表2に定められた基準に従ってまかせて会員に取消料を支払うものとする。

3 前各項に規定する報酬は、原則として援助終了の都度(前項の取消料にあたっては、援助依頼の取り消し後速やかに)直接現金で支払うものとする。当事者間で合意がある場合はこの限りではない。

4 おねがい会員は、子どもの送迎等でまかせて会員が公共交通機関・タクシー又は自家用車を利用した場合は、交通費の実費をまかせて会員に支払うものとする。

5 おねがい会員は、子どもに係るミルク、おやつ、食事等の提供費用を実費にてまかせて会員に支払うものとする。

(その他)

第15条 この会則に定めのない事項については、センターが別に定める。

附 則

本会則は、平成19年12月1日から施行する。

本会則は、平成27年 4月1日から施行する。

本会則は、令和 4年 4月1日から施行する。